

令和7年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和7年12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和7年12月5日（金）
- 2 招集通知日 令和7年12月5日（金）
- 3 招集日時 令和7年12月19日（金）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 3名（塩田静雄委員、村上節夫委員、五輪博行委員）
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 2名（海野富弘委員、森田正樹委員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

10 議 案

- 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
- 議案第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 議案第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 36 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
- 報告第 37 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について
- 報告第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 6 番 渡邊聖一農業委員と 7 番 吉田和男農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 3 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和7年 第12回総会

令和7年12月19日(金)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第49号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたしますが、名城昇農業委員の自己案件がありますので「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、退席を求め、審議いたします。

(名城農業委員 退席)

それでは、議案について事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第93号から第96号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第49号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第49号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は計画(案)のとおり議決し、決定することといたします。

ここで、名城農業委員に復席を求めます。

(名城農業委員復席)

次に、議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第67号と68号を加藤推進委員 お願いします。

加藤推進委員 受理番号第67号と68号は、譲渡人が姉妹で譲受人が同じなのでまとめてご説明申し上げます。

12月14日、関根隆二農業委員と現地調査を行いました。

譲受人が宅地と一緒に農地を探していたところ、親から相続した農地と宅地を所有している譲渡人達と売買が決まったそうです。農地は遊休農地であ

りますが時間をかけて耕作できる状態にするそうです。また、農機具について譲受人の夫が所有しており営農に支障はありません。これらのことから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いたします。

議 長 続いて、受理番号第 69 号を根本推進委員願いたします。

根本推進委員 受理番号第 69 号についてご説明申し上げます。

12 月 14 日に森合農業委員、島木推進委員と現地調査を行いました。

譲渡人が譲受人と賃借権を設定していた申請地について売買により所有権を移転するそうです。譲受人は新規就農者ではありますが、ハウスキュウリを栽培しており営農には問題ありません。売買価格は話し合ひできめたので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いたします。

議 長 続いて、受理番号第 70 号を加藤推進委員願いたします。

加藤推進委員 受理番号第 70 号についてご説明申し上げます。

12 月 14 日に関根隆二農業委員と現地調査を行いました。

申請地は譲受人宅の近くにあり利便性がよいところです。新規就農者ですが実家は農業を営んでおり、父に協力してもらって野菜を栽培するとのこと、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 50 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 50 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 2 号を金澤推進委員願いし

ます。

金澤推進委員 受理番号第 2 号について説明申し上げます。

12 月 9 日、関根久之農業委員と現地調査を行いました。

申請者は長男で実家を継ぐために、近くに農家住宅を建てるところです。

周囲の営農環境に支障はなく、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 15 号を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号第 15 号について説明申し上げます。

12 月 14 日、関根隆二農業委員、関根久之農業委員と現地調査を行いました。

譲受人が自宅の建設予定地への進入路を拡幅するために転用するそうです。隣地の農地は譲受人が新たに所有したもので周囲の営農環境に支障はなく、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 52 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 35 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 4 件です

報告第 36 号農地改良行為工事のための届出書の受理について 4 件です。

報告第 37 号農業経営改善計画認定申請に係る意見書について 9 件です。

報告第 38 号農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

根本農業委員 研修旅行について説明した。

事務局（吉田係長） 旅行積立について説明した。

議長 他になければ、これにて令和 7 年第 12 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。